

目 次

津市告示

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

議決を経た予算の公表

認可地縁団体の告示事項の変更

地縁による団体の認可

公示送達

住民票の職権消除

国民健康保険被保険者証の無効告示

津市公告

津都市計画の変更に係る縦覧

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センター運営業務に係るプロポーザルの実施

(仮称)津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務に係るプロポーザルの実施

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

平成30年12月分津市農用地利用集積計画の決定

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

指定投票区及び指定関係投票区の指定

指定在外選挙投票区の指定

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 14 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 1 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 30 年 12 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 30 年 12 月 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 30 年 12 月 11 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 30 年 12 月 13 日
津新町駅北公共自転車等駐車場	8	平成 30 年 12 月 14 日
津新町駅第二公共自転車等駐車場	3	平成 30 年 12 月 14 日
津新町駅南公共自転車等駐車場	3	平成 30 年 12 月 14 日
津新町駅第三公共自転車等駐車場	3	平成 30 年 12 月 14 日
白塚町地内	1	平成 30 年 12 月 14 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 30 年 12 月 17 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 30 年 12 月 19 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 30 年 12 月 19 日
白塚町地内	1	平成 30 年 12 月 20 日
垂水地内	1	平成 30 年 12 月 20 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 30 年 12 月 25 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 30 年 12 月 28 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 30 年 12 月 28 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 2 号

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部特別滞納整理推進室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 1 年 1 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	差押調書（謄本）及び配 当計算書（謄本）

注意：介護保険法第 1 4 3 条により準用する地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 30 年 12 月 19 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 30 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 30 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度津市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

平成30年度津市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度津市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ901,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,734,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1, 442, 481	235	1, 442, 716
	1 分 担 金	30, 710	235	30, 945
15 国 庫 支 出 金		14, 273, 612	226, 191	14, 499, 803
	1 国 庫 負 担 金	11, 965, 373	217, 597	12, 182, 970
	2 国 庫 補 助 金	2, 303, 819	8, 594	2, 312, 413
16 県 支 出 金		6, 956, 354	152, 282	7, 108, 636
	1 県 負 担 金	4, 456, 836	110, 589	4, 567, 425
	2 県 補 助 金	1, 985, 985	41, 693	2, 027, 678
17 財 産 収 入		626, 140	9, 153	635, 293
	1 財 産 運 用 収 入	125, 889	9, 153	135, 042
19 繰 入 金		8, 144, 602	507, 267	8, 651, 869
	2 基 金 繰 入 金	8, 017, 965	507, 267	8, 525, 232
21 諸 収 入		911, 568	700	912, 268
	5 雑 入	758, 330	700	759, 030
22 市 債		9, 190, 500	5, 300	9, 195, 800
	1 市 債	9, 190, 500	5, 300	9, 195, 800
歳 入 合 計		108, 832, 895	901, 128	109, 734, 023

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		598,970	2,823	601,793
	1 議 会 費	598,970	2,823	601,793
2 総 務 費		13,607,941	450,477	14,058,418
	1 総 務 管 理 費	11,598,278	459,231	12,057,509
	2 徴 税 費	1,300,504	△20,177	1,280,327
	3 戸籍住民基本台帳費	498,757	11,392	510,149
	4 選 挙 費	101,059	△45	101,014
	5 統 計 調 査 費	25,693	317	26,010
	6 監 査 委 員 費	83,650	△241	83,409
3 民 生 費		39,670,551	799,305	40,469,856
	1 社 会 福 祉 費	20,236,340	565,240	20,801,580
	2 児 童 福 祉 費	13,903,441	202,684	14,106,125
	3 生 活 保 護 費	5,520,598	31,381	5,551,979
4 衛 生 費		9,664,555	△10,085	9,654,470
	1 保 健 衛 生 費	2,776,694	△5,538	2,771,156
	2 斎 場 費	284,369	205	284,574
	3 環 境 費	403,117	△1,844	401,273
	4 清 掃 費	5,387,963	10,167	5,398,130
	8 生 活 排 水 処 理 費	407,388	△13,075	394,313
6 農 林 水 産 業 費		2,561,216	2,495	2,563,711
	1 農 業 費	1,581,202	△1,054	1,580,148
	2 林 業 費	244,676	377	245,053
	3 水 産 業 費	320,834	△454	320,380
	4 農 業 集 落 排 水 費	414,504	3,626	418,130
7 商 工 費		1,673,158	△14,218	1,658,940
	1 商 工 費	1,673,158	△14,218	1,658,940
8 土 木 費		15,043,926	△50,240	14,993,686
	1 土 木 管 理 費	266,292	△620	265,672
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,467,552	△43,852	5,423,700
	3 河 川 費	406,076	26,209	432,285
	5 都 市 計 画 費	8,398,766	△17,449	8,381,317
	6 住 宅 費	440,151	△14,528	425,623
9 消 防 費		4,250,148	2,684	4,252,832
	1 消 防 費	4,250,148	2,684	4,252,832
10 教 育 費		10,335,679	△282,113	10,053,566
	1 教 育 総 務 費	2,105,641	△37,023	2,068,618

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	2, 948, 975	△4, 930	2, 944, 045
	3 中 学 校 費	922, 190	△5, 312	916, 878
	4 幼 稚 園 費	1, 572, 293	△245, 726	1, 326, 567
	5 社 会 教 育 費	2, 224, 962	37, 288	2, 262, 250
	6 短 期 大 学 費	561, 618	△26, 410	535, 208
歳 出	合 計	108, 832, 895	901, 128	109, 734, 023

第2表 継続費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称) 芸濃こども園整備事業	787,267	平成30年度	
				平成31年度	787,267
8 土木費	3 河川費	藤方排水機場非常用発電機設置工事	66,489	平成30年度	24,538
				平成31年度	41,951

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称) 津南防災コミュニティセンター整備事業	43,917
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	6,054
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(交付金事業)	182,750
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	2,000
10 教育費	5 社会教育費	橋南公民館整備事業	5,597

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市市民活動センター指定管理委託(消費税率引上げ分)	2019年(平成31年)度から 2021年度まで	633
津市雲出市民センター指定管理委託(消費税率引上げ分)	2019年(平成31年)度から 2021年度まで	893
津市橋南市民センター指定管理委託(消費税率引上げ分)	2019年(平成31年)度から 2021年度まで	393

津市高茶屋市民センター指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	385
津市白塚市民センター指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	405
津市丹生俣多目的集会所指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	15
津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	45
津市北部市民センター指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	1,251
津市西部市民センター指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	1,292
津市ふれあい会館指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	840
基幹障がい者相談支援等業務委託	平成31年度	39,073
津市まん中老人福祉センター指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2020年度まで	298
津市たるみ老人福祉センター指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	1,150
津市久居老人福祉センター指定管理委託	2019年（平成31年）度から 2023年度まで	203,130
津市まん中こども館指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	1,123

津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	132
サン・ワーク津指定管理委託	2019年（平成31年）度から 2023年度まで	21,400
津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2020年度まで	1,068
給食配送車両購入	平成31年度	13,068
津市一身田寺内町の館指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	195
津市美杉ふるさと資料館指定管理委託（消費税率引上げ分）	2019年（平成31年）度から 2021年度まで	342

第5表 地方債補正

変 更

（単位：千円）

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公民館施設整備事業	162,500	167,800

平成30年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275,726千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,603,515千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,182千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 県 支 出 金		19,387,275	270	19,387,545
	2 県 補 助 金	19,387,275	270	19,387,545
11 繰 入 金		2,053,590	△13,283	2,040,307
	1 繰 入 金	2,053,590	△13,283	2,040,307
12 繰 越 金		1	288,739	288,740
	1 繰 越 金	1	288,739	288,740
歳 入 合 計		27,327,789	275,726	27,603,515

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		446,285	△13,036	433,249
	1 総 務 管 理 費	333,000	△13,036	319,964
11 諸 支 出 金		53,590	288,762	342,352
	1 償還金及び還付加算金	30,911	288,739	319,650
	2 繰 出 金	22,679	23	22,702
歳 出 合 計		27,327,789	275,726	27,603,515

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診 療 収 入		32,635	2,602	35,237
	1 外 来 収 入	31,357	2,548	33,905
	2 その他の診療収入	1,278	54	1,332
3 繰 入 金		22,679	23	22,702
	1 事業勘定繰入金	22,679	23	22,702
歳 入 合 計		55,557	2,625	58,182

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		37,348	23	37,371
	1 施設管理費	37,348	23	37,371
2 医 業 費		18,206	2,602	20,808
	1 医 業 費	18,206	2,602	20,808
歳 出 合 計		55,557	2,625	58,182

平成30年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308,081千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,690,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,156,390	△675	6,155,715
	1 介 護 保 険 料	6,156,390	△675	6,155,715
3 国 庫 支 出 金		6,335,508	△1,130	6,334,378
	2 国 庫 補 助 金	1,662,879	△1,130	1,661,749
5 県 支 出 金		3,892,445	△565	3,891,880
	2 県 補 助 金	185,619	△565	185,054
7 繰 入 金		3,845,430	27,359	3,872,789
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,845,430	27,359	3,872,789
8 繰 越 金		3	283,092	283,095
	1 繰 越 金	3	283,092	283,095
歳 入 合 計		27,382,589	308,081	27,690,670

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		392,994	27,924	420,918
	1 総 務 管 理 費	132,797	2,243	135,040
	3 介護認定調査費等費	143,133	15,270	158,403
	4 介護認定審査会費	81,707	10,411	92,118
3 地 域 支 援 事 業 費		1,192,836	△2,935	1,189,901
	2 包括的支援事業・任意事業費	540,995	△2,935	538,060
6 諸 支 出 金		13,673	283,092	296,765
	1 償還金及び還付加算金	13,673	283,092	296,765
歳 出 合 計		27,382,589	308,081	27,690,670

平成30年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,362,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		3, 592, 166	123	3, 592, 289
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3, 592, 166	123	3, 592, 289
歳 入 合 計		6, 361, 955	123	6, 362, 078

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		91, 851	123	91, 974
	1 総 務 管 理 費	70, 372	123	70, 495
歳 出 合 計		6, 361, 955	123	6, 362, 078

平成30年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,033千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398,371千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		247,537	△5,033	242,504
	1 一 般 会 計 繰 入 金	246,126	△5,033	241,093
歳 入 合 計		403,404	△5,033	398,371

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		22,260	2,194	24,454
	1 総 務 管 理 費	22,260	2,194	24,454
2 事 業 費		366,661	△7,227	359,434
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	366,661	△7,227	359,434
歳 出 合 計		403,404	△5,033	398,371

平成30年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度津市の共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,863千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		34,477	△6,863	27,614
	1 一 般 会 計 繰 入 金	34,477	△6,863	27,614
歳 入 合 計		107,153	△6,863	100,290

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		25,504	△9,280	16,224
	1 総 務 管 理 費	25,504	△9,280	16,224
2 事 業 費		81,649	2,417	84,066
	1 共同汚水処理施設事業費	81,649	2,417	84,066
歳 出 合 計		107,153	△6,863	100,290

平成30年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		414,504	3,626	418,130
	1 繰 入 金	414,504	3,626	418,130
歳 入 合 計		551,984	3,626	555,610

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		9,516	1,481	10,997
	1 総 務 管 理 費	9,516	1,481	10,997
2 事 業 費		229,314	2,145	231,459
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	229,314	2,145	231,459
歳 出 合 計		551,984	3,626	555,610

平成30年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,090千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		346,083	△1,090	344,993
	1 繰 入 金	346,083	△1,090	344,993
歳 入 合 計		1,001,885	△1,090	1,000,795

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		815,373	△1,090	814,283
	1 事 業 費	815,373	△1,090	814,283
歳 出 合 計		1,001,885	△1,090	1,000,795

平成30年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 平成30年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）第3条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
G I つつじ賞王座決定戦開催事業	平成31年度	3,467 千円

津市長 前 葉 泰 幸

平成30年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度津市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	11,812,051	△4,369	11,807,682
第1項 営 業 収 益	3,385,652	△2,128	3,383,524
第2項 営 業 外 収 益	8,426,397	△12,765	8,413,632
第3項 特 別 利 益	2	10,524	10,526

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,198,299	△36,937	9,161,362
第1項 営 業 費 用	7,868,607	△36,937	7,831,670

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,597,293千円」を 「3,597,231千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	7,894,558	△62	7,894,496
第1項 建 設 改 良 費	2,790,793	△62	2,790,731

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

単位 千円			
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	595,073	△37,955	557,118

(他会計からの補助金)
第5条 予算第11条中「4,534,177千円」を「4,535,305千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

平成30年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成30年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,665,206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,399,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		14,499,803	437,567	14,937,370
	1 国 庫 負 担 金	12,182,970	8,149	12,191,119
	2 国 庫 補 助 金	2,312,413	429,418	2,741,831
19 繰 入 金		8,651,869	33,439	8,685,308
	2 基 金 繰 入 金	8,525,232	33,439	8,558,671
22 市 債		9,195,800	2,194,200	11,390,000
	1 市 債	9,195,800	2,194,200	11,390,000
歳 入 合 計		109,734,023	2,665,206	112,399,229

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		14,058,418	16,300	14,074,718
	1 総 務 管 理 費	12,057,509	16,300	12,073,809
10 教 育 費		10,053,566	2,635,256	12,688,822
	2 小 学 校 費	2,944,045	2,028,471	4,972,516
	3 中 学 校 費	916,878	595,669	1,512,547
	4 幼 稚 園 費	1,326,567	11,116	1,337,683
11 災 害 復 旧 費		334,904	13,650	348,554
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	237,195	13,650	250,845
歳 出 合 計		109,734,023	2,665,206	112,399,229

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧津市体育館解体事業	97,347
10 教育費	2 小学校費	空調設備整備事業（小学校）	2,027,926
10 教育費	2 小学校費	ブロック塀緊急対応事業（小学校）	96,310
10 教育費	3 中学校費	空調設備整備事業（中学校）	595,669
10 教育費	3 中学校費	ブロック塀緊急対応事業（中学校）	36,224
10 教育費	4 幼稚園費	空調設備整備事業（幼稚園）	11,116

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	5,200	17,250
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	86,650	92,250

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
学校教育施設整備事業	676,200	2,866,300
公共土木施設災害復旧事業	47,200	51,300

津市告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 29 年津市告示第 173 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 1 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

杜の街もみのきの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街一丁目 33 番地 7

代表者 土居 篤史

2 変更に係る事項

主たる事務所

変更前	三重県津市河芸町杜の街一丁目 33 番地 2 ただし、集会所設置までは三重県津市河芸町杜の街一丁目 1 番地に置く。
変更後	三重県津市河芸町杜の街一丁目 33 番地 7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の主たる事務所の地番が変更となり、平成 30 年 12 月 16 日の臨時総会において承認されたため。

津市告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 1 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

宮町区

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付など、区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃など、区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 区域内の福祉増進ならびに文化的・生活向上に関する活動
- (5) 区域内の防災、防犯に関する活動
- (6) その他目的達成に必要な活動

3 区域

本会の区域は、津市白山町南家城 255 番地から 294 番地まで、776 番地から 998 番地まで、1501 番地、1721 番地から 1814 番地まで、2382 番地及び 2761 番地から 2763 番地までの区域とする。ただし、787 番地及び 990 番地から 993 番地までは除く。

4 主たる事務所

三重県津市白山町南家城 2382 番地

5 代表者の氏名及び住所

嶋田 正清

三重県津市白山町南家城 979 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成31年1月4日

津市告示第 6 号

下記の者の平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 1 年 1 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇	〇 〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 4 期
〇〇	〇 〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇 〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	平成 3 0 年度市民税・県

○	○○○○○○○○○○	民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○○○○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○	○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○○○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○○ ○○○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	平成29年度市民税・県 民税納税通知書第過年度 随時3期及び平成30年 度市民税・県民税納税通 知書第4期
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○ ○○○ ○○○	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成30年度市民税・県

[illegible]

津市告示第7号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年1月11日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	昭和23年11月 3日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	昭和21年1月2 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	西暦1961年7 月30日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	平成9年9月11 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	昭和63年5月1 5日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	昭和58年2月1 1日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	昭和32年2月1 6日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	昭和38年4月1 7日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	昭和22年1月2

		7 日
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	昭和 2 6 年 1 月 2 9 日
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	昭和 3 8 年 8 月 1 2 日
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○ ○○○○○	○○ ○○○ ○○ ○○	西曆 1 9 6 8 年 7 月 3 日
○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○	昭和 5 7 年 3 月 5 日
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○	○○ ○○	昭和 3 5 年 5 月 1 0 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	昭和 3 4 年 7 月 1 7 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○	○○ ○○	昭和 2 8 年 3 月 2 7 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	昭和 5 6 年 6 月 2 4 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	昭和 6 0 年 5 月 1 5 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○○	平成 2 4 年 1 1 月 5 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○	○○ 吉○	大正 9 年 1 1 月 3 0 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	平成 4 年 9 月 2 1 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○○	昭和 5 5 年 7 月 3 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	○○ ○○	昭和 1 6 年 1 0 月 1 1 日
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○○○ ○○○○○	昭和 1 4 年 8 月 2 3 日

津市告示第 8 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 3 1 年 1 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 9 9 5 1 6	平成 3 0 年 1 0 月 1 日	平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

津市公告第 1 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができます。

平成 31 年 1 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画風致地区

偕楽公園風致地区

津都市計画公園

5・5・1 号津偕楽公園

津都市計画用途地域

津都市計画地区計画

あのつ台地区地区計画

津都市計画下水道

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

亀山都市計画下水道

津市芸濃公共下水道（棕本処理区）

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

4 縦覧期間

自 平成 31 年 1 月 4 日

至 平成 31 年 1 月 18 日

津市公告第 2 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 31 年 1 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

431010708

公 告 日	平成31年1月7日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成30年度営教総第1 - 55号 津市立久居東中学校ほか5校特別教室等空調設備設置工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 久居井戸山町ほか5町 地内		
業 務 概 要	津市立久居東中学校 特別教室 津市立立成小学校 特別教室 津市立成美小学校 特別教室、給食室 津市立桃園小学校 特別教室 津市立誠之小学校 特別教室、給食室 津市立戸木小学校 特別教室 上記に係る空調設備設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 2019年6月14日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	4,262,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	免 除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

431010709

公 告 日	平成31年1月7日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成30年度営教総第1 - 56号 津市立白山中学校ほか6校特別教室等空調設備設置工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 白山町川口ほか6町 地内		
業 務 概 要	津市立白山中学校 特別教室、給食室 津市立美杉中学校 特別教室 津市立みさとの丘学園 特別教室 津市立久居西中学校 特別教室 津市立一志中学校 特別教室 津市立一志西小学校 特別教室 津市立一志東小学校 特別教室 上記に係る空調設備設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 2019年6月14日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件		
技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)	
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333	
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	4,687,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

431010710

公 告 日	平成31年1月7日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成30年度営教総第1 - 52号 津市立朝陽中学校ほか6校特別教室等空調設備設置工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 河芸町上野ほか5町 地内		
業 務 概 要	津市立朝陽中学校 特別教室、給食室 津市立一身田中学校 特別教室 津市立一身田中学校国児分校 特別教室 津市立上野小学校 特別教室、給食室 津市立豊津小学校 特別教室、給食室 津市立黒田小学校 特別教室、給食室 津市立千里ヶ丘小学校 特別教室、給食室 上記に係る空調設備設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 2019年6月14日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	平成31年1月16日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333	
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	平成31年1月18日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	4,706,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

431010711

公 告 日	平成31年1月7日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成30年度営教総第1 - 53号 津市立豊里中学校ほか6校特別教室等空調設備設置工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 大里睦合町ほか5町 地内		
業 務 概 要	津市立豊里中学校 特別教室 津市立西郊中学校 特別教室 津市立東観中学校 特別教室、給食室 津市立橋北中学校 特別教室 津市立西橋内中学校 特別教室 津市立南立誠小学校 特別教室、給食室 津市立北立誠小学校 特別教室、給食室 上記に係る空調設備設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 2019年6月14日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)	
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333	
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	5,014,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

431010712

公 告 日	平成31年1月7日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成30年度営教総第1 - 54号 津市立香海中学校ほか6校特別教室等空調設備設置工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 香良洲町ほか5町 地内		
業 務 概 要	津市立香海中学校 特別教室 津市立南が丘中学校 特別教室 津市立東橋内中学校 特別教室 津市立橋南中学校 特別教室 津市立南が丘小学校 特別教室、給食室 津市立高茶屋小学校 特別教室、給食室 津市立雲出小学校 特別教室 上記に係る空調設備設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 2019年6月14日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)	
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること		
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	平成31年1月16日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	平成31年1月18日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時及び場所	平成31年1月23日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	5,040,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前金払	有		
部分払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

431010713

公 告 日	平成31年1月7日	業 務 担 当 課	営繕課	
業 務 名	平成30年度営教総第1 - 51号 津市立川口小学校ほか4校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事に係る設計業務委託			
業 務 場 所	津市 白山町川口ほか4町 地内			
業 務 概 要	津市立川口小学校 普通教室、特別教室、給食室 上記に係る空調設備設計業務委託 一式 津市立家城小学校 普通教室、特別教室、給食室 津市立八ツ山小学校 普通教室、特別教室、給食室 津市立倭小学校 普通教室、特別教室、給食室 津市立美杉小学校 普通教室、特別教室、給食室			
期 間	契約締結の日から 2019年6月14日 まで			
発 注 業 種	建築関係コンサルタント			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 建築関係コンサルタント	部門 建築一般	
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)	
	その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	5,393,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010714

公 告 日	平成31年1月7日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成30年度営教総第1 - 49号 津市立安濃小学校ほか4校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 安濃町内多ほか4町 地内		
業 務 概 要	津市立安濃小学校 普通教室、特別教室、給食室 津市立明合小学校 普通教室、特別教室、給食室 津市立村主小学校 普通教室、特別教室、給食室 津市立草生小学校 普通教室、特別教室、給食室 津市立安東小学校 普通教室、特別教室 上記に係る空調設備設計業務委託 一式		
期 間	契約締結の日から 2019年6月14日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件		
技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)	
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333	
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	5,784,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

431010715

公 告 日	平成31年1月7日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成30年度営教総第1 - 50号 津市立養正小学校ほか4校普通教室及び特別教室等空調設備設置工事に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 丸之内養正町ほか4町 地内		
業 務 概 要	津市立養正小学校 普通教室、特別教室、給食室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式 津市立神戸小学校 普通教室、特別教室 津市立櫛形小学校 普通教室、特別教室 津市立片田小学校 普通教室、特別教室 津市立大三小学校 普通教室、特別教室、給食室		
期 間	契約締結の日から 2019年6月14日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント
		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務 実績要件		
技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)	
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで	
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333	
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前10時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	6,146,000 円 （税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免 除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

431010716

公 告 日	平成31年1月7日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営生学第1ー48号 津市橋南公民館移転に伴う旧津市立修成幼稚園改修工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市 修成町		地内			
業 務 概 要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、躯体改修、外構) ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結の日から 2019年8月2日 まで					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント		部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)			
	その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870ー20 TEL059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前10時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	5,138,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免 除					
契約保証金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

431010717

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成30年度下建排第1－4号 宮之前排水機場内遊水池しゅんせつ業務委託			
工 事 場 所	津市 修成町	地内		
工 事 概 要	機械しゅんせつ工 40m3			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月28日 まで			
発 注 業 種	しゅんせつ			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件	・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること ・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前10時30分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室			
予 定 価 格	1,335,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	無			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010718

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成30年度下建ボ第1 - 3号 桜橋ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託			
工 事 場 所	津市 桜橋三丁目 地内			
工 事 概 要	機械しゅんせつ工 140m3			
工 期	契約締結の日から 平成31年3月22日 まで			
発 注 業 種	しゅんせつ			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1・A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること ・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	4,703,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	無			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ <u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

431010719

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北河維第1－2号 準用河川五六川しゅんせつ業務委託			
工 事 場 所	津市 一身田中野	地内		
工 事 概 要	浚渫工 175m			
工 期	契約締結の日から 平成31年3月22日 まで			
発 注 業 種	しゅんせつ			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件	・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること ・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午前10時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	12,022,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	無			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010720

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成30年度建整公園第1号 香良洲高台防災公園維持修繕工事			
工 事 場 所	津市 香良洲町 地内			
工 事 概 要	掘削工 750m3 盛土工 520m3			
工 期	契約締結の日から 平成31年3月20日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年1月10日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成31年1月16日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成31年1月18日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成31年1月23日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	4,019,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010721

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北公園第1号 地頭領公園整備工事			
工 事 場 所	津市 東丸之内 地内			
工 事 概 要	高木植栽 5本			
工 期	契約締結の日から 平成31年3月22日 まで			
発 注 業 種	造園			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年1月10日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成31年1月16日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成31年1月18日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成31年1月23日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	1,759,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010722

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	財産管理課	
工 事 名	平成30年度財管第2-2号 津市役所本庁舎防鳥ネット張替修繕			
工 事 場 所	津市 西丸之内	地内		
工 事 概 要	防鳥ネット張替修繕 防鳥ネット張替 881m2 ※上記に係る施設整備修繕 一式			
工 期	契約締結の日から 平成31年3月29日 まで			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1・A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注されたフェンス設置工事等(土木一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	1,785,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010723

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北子推補第1号 津市栗真保育園フェンス設置等工事			
工 事 場 所	津市 栗真小川町	地内		
工 事 概 要	柵工 40m			
工 期	契約締結の日から 平成31年3月22日 まで			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A1・A2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注されたフェンス設置工事等(土木一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月10日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年1月16日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年1月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月23日 午後1時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	2,179,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010724

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成30年度建整危管補第1号 (仮称) 津市津南防災コミュニティセンター外構工事			
工 事 場 所	津市 半田	地内		
工 事 概 要	コンクリートブロック工 57m2 側溝工 161m 照明設備工 8基 表層 2, 523m2			
工 期	契約締結の日から 2019年6月14日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【 ブロック 】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【 ブロック 】	【地区】	【格付】
		【 ブロック 】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成31年1月25日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成31年1月25日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成31年1月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成31年1月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成31年1月25日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成31年1月30日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	39,984,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010725

公 告 日	平成31年1月7日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成30年度下建公第8号 一色第1処理分区及び中別保第1処理分区公共下水道工事に伴う舗装復旧工事				
工 事 場 所	津市 河芸町一色及び河芸町中別保 地内				
工 事 概 要	表層 1,500m2				
工 期	契約締結の日から 平成31年3月15日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A	
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】B	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月25日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月25日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成31年1月16日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成31年1月21日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成31年1月25日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月30日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	11,903,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。				

事後審査型条件付一般競争入札

431010726

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成30年度営ス振第38号 津市河芸テニスコート管理棟防水改修工事			
工 事 場 所	津市 河芸町浜田	地内		
工 事 概 要	改修 (防水改修) ※上記に係る防水工事 一式			
工 期	契約締結の日から 2019年6月7日 まで			
発 注 業 種	防水			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月25日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月25日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	平成31年1月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成31年1月21日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成31年1月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成31年1月30日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	12,266,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

431010727

公 告 日	平成31年1月7日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	平成30年度下施排継第1号 藤方排水機場電気設備（自家用発電機等）改築工事			
工 事 場 所	津市 藤方 地内			
工 事 概 要	電気設備工事 一式 自家用発電機 1台 燃料小出槽 1基 発電機中継盤 1面			
工 期	契約締結の日から 2019年8月30日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成20年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 電気工事で発注された自家用発電機(200kVA以上)の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日～平成29年9月30日)		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成31年1月25日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成31年1月25日 まで		
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成31年1月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成31年1月21日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成31年1月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成31年1月30日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	53,287,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有(申請は平成31年4月以降とする)			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

津市公告第 3 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 31 年 1 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 30 年 12 月 28 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一身田上津部田字ワノ坪 1337 番 7 ほか 2 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市上浜町二丁目 102 番地

阿部 喜兵衛

津市公告第4号

（仮称）津市基幹障がい者相談支援センター及び（仮称）津市地域障がい者相談支援センター運営業務について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

平成31年1月9日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者 相談支援センター運營業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者
相談支援センター運營業務

(2) 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する基幹相談支援センター等の運營業務を社会福祉法人等に委託し、障がい者等に係る相談支援体制の構築を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者
相談支援センターの運営とし、詳細については、本業務に係る仕様書において定めるものとする。

(4) 履行期間

契約締結日から2020年3月31日まで

（ただし、契約締結日から2019年（平成31年）3月31日までは準備期間のため、委託料は発生しない。）

2 予算（見積限度額）

38,423,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務に係る参考見積書を提出する際は、この見積限度額を超えないものとする。

なお、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3 実施形式

公募型企画提案（プロポーザル）方式

4 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす法人であること。ただし、代表となる法人と他の法人とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）でも参加できることとする。この場合、代表となる法人と代表となる法人以外の法人のいずれもが以下の(1)から(9)の

参加資格要件を満たす共同の事業体であること。

- (1) 参加申込書提出日において、法に規定する指定特定相談支援事業者の本市の指定を受け、市内に指定特定相談支援事業所を開設している法人であり、
（仮称）津市基幹障がい者相談支援センターにおいては、本市の求める専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等いずれかの有資格者）を2名以上及び（仮称）津市地域障がい者相談支援センターにおいては、本市の求める専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等のいずれかの有資格者、又は、これらの資格取得試験の受験要件を満たし、かつ、相談支援の実務経験のある者）を4名以上配置できること。
- (2) 津センターパレス3階（所在地：津市大門7番15号）の津市が指定する場所に、平成31年4月1日から開設できること。
- (3) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下のアとイの書類を提出し確認を受けていること。
ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
イ 印鑑（登録）証明書
- (4) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が企画提案及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (6) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (9) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

※ 本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表法人のみが契約を行い、代表法人は共同の事業体を形成する各法人と必要な契約等を行うこととする。

5 提出書類

参加申込及び企画提案に係る書類の作成については、「(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センター運営業務参加申込及び企画提案書類作成基準」に基づき作成し、提出期限までに提出すること。

なお、企画提案書の提出は、コンソーシアム方式によるものも含め、1法人につき1案とする。

(1) 参加申込に関するもの

ア 提出書類一覧

提出書類	部数
(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センター運営業務参加申込書	1部
宣誓書	
(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センターに従事する予定である者の名簿及び専門職として従事する予定である者の資格等が確認できる書類	

法人登記事項証明書（参加申込書提出日以前、3ヶ月以内に発行されたもの）	各1部 （共同の事業体の場合は、形成する各法人につき）
定款、寄附行為等、規約その他これに類する書類	
法人税、消費税及び地方消費税、市税の各納税証明書	
法人代表者履歴及び役員名簿	

※ 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない法人については、
「4 参加資格」の(3)に記載の書類を併せて提出すること。

- イ 提出期限 平成31年1月23日（水）午後3時まで
ウ 提出先 津市健康福祉部障がい福祉課 宛
（津市西丸之内23番1号津市役所本庁舎1階13番窓口）
エ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送（提出期限までに必着）すること。

(2) 企画提案に関するもの

- ア 提出書類一覧
第1次審査分

提出書類	部数
（仮称）津市基幹障がい者相談支援センター及び（仮称）津市地域障がい者相談支援センターの運営に関する企画提案書	正本 1部 （法人名等を記載したもの。） 副本 5部 （法人名等を記載しないもの。）
参考見積書	1部

第2次審査分（第1次審査通過者のみ）

提出書類	部数
（仮称）津市基幹障がい者相談支援センター及び（仮称）津市地域障がい者相談支援センターの運営に関する企画提案書	6部 （法人名等を記載しないもの。）

- イ 提出期限 平成31年1月31日（木）午後3時まで
ウ 提出先 津市健康福祉部障がい福祉課 宛
（津市西丸之内23番1号津市役所本庁舎1階13番窓口）
エ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送（提出期限までに必着）すること。

6 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式 1 A）により、電子メール又は F A X にて提出すること。

なお、未到着を防止するため、送信後、必ず電話にて着信の確認を行うこと。

(2) 提出期限

平成 3 1 年 1 月 1 6 日（水）午後 1 時まで

(3) 提出先

津市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当

FAX 番号：0 5 9－2 2 9－3 3 3 4

E-mail：229-3157@city.tsu.lg.jp

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、平成 3 1 年 1 月 1 8 日（金）に津市ホームページへ掲載する。

7 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす参加者から企画提案書の提出を求めたのち、「（仮称）津市基幹障がい者相談支援センター及び（仮称）津市地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル審査基準」に基づいた 2 段階審査方式で実施する。審査については、津市基幹障がい者相談支援等業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会は識見のある者及び本市の職員で構成するものとするが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しない。

(1) 審査の方法

ア 第 1 次審査（書類審査）

本市が提示する仕様書に基づき、業務に係る提案を依頼し、審査委員による評価に係る点数を合計し、その合計点数の上位 5 者程度の提案者に対し、第 2 次審査を行う。

合計点数が同点の場合は、参考見積額が低い者を優先することとする。

イ 第 2 次審査（説明及び質疑応答）

第 1 次審査通過者からの説明及び質疑応答により、その提案内容について評価する。第 2 次審査の方法については以下のとおりとする。

なお、第 2 次審査は非公開とし、第 2 次審査の会場や時間等は第 1 次審査の結果通知により通知する。合計点数が同点の場合は、参考見積額が低

い者を優先することとする。

＜第2次審査の方法＞

- ・提案者より、企画提案書の内容について30分以内で説明を行い、説明終了後、審査委員からの質疑応答を行う。質疑応答の時間は30分程度とする。
- ・企画提案書と異なる内容による説明や、追加資料の配布は認めない。
- ・第2次審査については、原則として実際に業務を主として担当する者が対応することとする。
- ・会場への入室は5名以内とする。

(2) 審査基準

第1次審査及び第2次審査の審査基準については、「(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル審査基準」に基づき審査するものとする。

8 審査結果

(1) 通知方法

ア 第1次審査

第1次審査の結果は書面により、参加者全者に対し通知(郵送)する。

なお、第1次審査の結果は、同日、参加申込書(様式2A)に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても併せて通知する。

イ 第2次審査

第2次審査の結果は書面により、第2次審査参加者全者に対し通知(郵送)する。

なお、第2次審査の結果は、同日、参加申込書(様式2A)に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても併せて通知する。

(2) 通知時期

第1次審査結果通知：平成31年2月8日(金)

第2次審査結果通知：第2次審査以降速やかに

(3) 契約手続き等

第2次審査の結果により、最上位者として選定された最適候補者を当該業務に係る随意契約見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。

ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行うこととする。

9 プロポーザル実施スケジュール（予定）

公告	平成31年1月9日（水）
実施要領等の配布	平成31年1月9日（水）から
質問書の受付	平成31年1月9日（水）から 1月16日（水）午後1時まで
質問書の回答期限	平成31年1月18日（金）
参加申込書提出期限	平成31年1月23日（水）午後3時まで
資格審査結果通知	平成31年1月25日（金）
企画提案書提出期限	平成31年1月31日（木）午後3時まで
第1次審査（書類審査）	平成31年2月6日（水）
第1次審査結果通知	平成31年2月8日（金）
第2次審査（説明及び質疑応答）	平成31年2月14日（木）
第2次審査結果通知	第2次審査以降速やかに

10 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害する恐れがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2） 「一部開示」とは、見積書における積算単位及び内訳以外のもの

を開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

11 問い合わせ先

津市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当

（津市役所本庁舎1階13番窓口）

住所：〒514-8611 津市西丸之内2番1号

電話番号：059-229-3157

FAX 番号：059-229-3334

E-mail: 229-3157@city.tsu.lg.jp

12 その他

(1) 必要経費の負担

参加申込書類及び企画提案書の作成、第2次審査等、本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 失格事項等

下記の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

ア 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合。

イ 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合。

ウ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合。

エ 提出を求める必要書類等について、作成基準に違反する表現が記載されている場合。

オ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。

カ 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員等関係者に対して、直接的又は間接的に接触した場合。

キ 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があるなど、市長が失格であると認めた場合。

(3) 提出書類等

ア 提出された書類等の返却は行わない。

なお、これらは当該業務の審査以外において提出者に無断で使用しない。

- イ 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- ウ 参加者は、10 情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者
相談支援センター運營業務委託仕様書

1 業務名

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者
相談支援センター運營業務

2 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の2に規定する
基幹相談支援センターに係る業務について、(仮称) 津市基幹障がい者相談支
援センター(以下「基幹障がい者相談支援センター」という。)を運営し、地域
における相談支援の中核的な拠点として、相談支援に係る人材育成、権利擁護、
虐待防止、専門相談、地域移行・地域定着等の業務を実施するとともに、法第
77条第1項第3号に規定する相談支援事業について、(仮称) 津市地域障が
い者相談支援センター(以下「地域障がい者相談支援センター」という。)を運
営し、障がい者の福祉に関する各般の問題につき、障がい者及びその家族等か
らの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のた
めに必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活又は社会生活
を営むことができるようにすることを目的とする。

3 業務内容

(1) 基幹障がい者相談支援センター

ア 人材育成

(ア) 相談支援事業者等を対象とした研修会の企画、運営

年4回以上研修会等を実施し、指定特定相談支援事業所の相談支援
専門員や市が指定する障がい福祉サービスの従事者等の資質向上を図
るとともに、地域に必要なサービスや社会資源等の情報共有を行う。

(イ) ケース検討を通じた支援力の向上

事例検討会及び巡回等による地域の相談支援事業者への専門的な指
導・助言を行う。

イ 権利擁護、虐待防止

(ア) 津市障がい者虐待防止センター業務

a 障がい者虐待通報の受理及び事実確認、相談支援状況等の調査、関
係機関への連絡、市職員等との同行訪問などを行い、被虐待者等を支
援する。

- b 市民や関係機関への障がい者虐待についての周知を図り、障がい者虐待の予防及び早期発見等に努める。
 - (イ) 障がい者差別相談窓口業務
 - a 障がい者及びその家族、関係者等から障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため市を含む関係機関と連携する。
 - b 障がいを理由とする差別の解消推進に関する啓発活動を行うこと。
- ウ 専門相談、助言指導
 - (ア) 地域障がい者相談支援センターの後方支援
 - 地域障がい者相談支援センターでは対応困難なケースへの相談支援を行う。
 - (イ) 関係機関との連携、相談支援のネットワークの構築
 - 地域の関係機関（相談支援事業者、民生委員・児童委員、保健、医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組を行う。
 - (ウ) 地域の相談支援体制の整備
 - 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言を行う。
- エ 地域移行・地域定着
 - (ア) 精神科病院、入所支援施設への働きかけ
 - 精神科病院の長期入院者、障害者支援施設利用者、関係施設職員等に対する地域移行の啓発を行う。
 - (イ) 地域の体制整備に係るコーディネート
 - 障がい者等の地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを行う。
- オ 津市地域自立支援協議会の企画、運営への協力
 - ワーキンググループ会議の企画、運営を行う。
- (2) 地域障がい者相談支援センター
 - ア 障がい種別や年齢に関わらない一般的な相談
 - (ア) 相談の内容に応じた情報提供や助言
 - a 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談、ケアマネジメント等）
 - b 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
 - c 社会生活力を高めるための支援
 - (イ) 関係機関と連携しながらの相談支援
 - (ウ) 権利の擁護のために必要な援助

- (エ) 他の機関等の紹介(契約の支援や紹介先に相談が継続されるように配慮する。)
- イ 訪問による相談支援
 - 地域で孤立し支援が届きにくい状況にある人やサービス・社会資源(医療機関、専門相談機関等)につなげるのが困難な人に対し、訪問による相談支援を行う。
- ウ 指定特定相談支援事業所のバックアップ支援
 - (ア) 相談支援専門員等と同行訪問
 - (イ) 支援会議に出席して助言
- エ 障がい者に対する虐待の防止に関する啓発
 - 支援会議や関係機関への連絡などを通じて、障がい者虐待防止についての視点を持ち、必要に応じ啓発を行う。
- オ 基幹障がい者相談支援センターが実施する人材育成支援等への参画
 - 研修内容等に生かせる、地域で必要とされる情報の提供などを行う。
- カ 津市地域自立支援協議会の運営支援
 - ワーキンググループ会議への出席や基幹障がい者相談支援センターに協力し、運営の補助等を行う。

4 設置場所

本業務は、津センターパレス3階(所在地：津市大門7番15号)の津市が指定する場所において実施すること。

5 設備等

- (1) 事務室には、机、椅子、施錠可能な書類保管庫を整備し、基幹障がい者相談支援センター及び地域障がい者相談支援センターとしてそれぞれ専用で利用できるパーソナルコンピュータ、電話、プリンタ、ファクシミリ、ネットワークサーバ等を設置すること。
- (2) 基幹障がい者相談支援センター及び地域障がい者相談支援センターにおいて、それぞれ専用で利用できる電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスを取得すること。ただし、津市障がい者相談支援センターの各番号を引き継ぐものとし、開設前後には、利用者・関係機関への周知を徹底すること。
- (3) 「基幹障がい者相談支援センター」、「津市障がい者虐待防止センター」、「地域障がい者相談支援センター」、「障がい者差別相談窓口」の各業務を行っていることを表示した看板を1つ以上設置し、市民へ周知すること。ただし、既存の「津市障がい者虐待防止センター」及び「障がい者差別相

談窓口」の看板を引き継ぐことは可能とする。

- (4) 来所者が自家用車で来所した場合、別途規定を定め、必要となる駐車料金を負担することとする。
- (5) (1) から (3) までの設備類及びその他の設備に関する経費、(4) の駐車料金に関する経費は、受託者が負担すること。ただし、現津市障がい者相談支援センター内で使用されている市の備品については、市と協議の上、引き続き使用できるものとする。
- (6) 自動車配備に関する費用や自動車運行に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他設備類等に係る契約についても市は関与しないものとする。

6 運営体制等

(1) 配置職員

ア 基幹障がい者相談支援センター

人数 専門職 2 名以上 (常勤・専従)、事務員 1 名 (常勤 (地域障がい者相談支援センターと兼務))

- (ア) 上記の者のうち専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等いずれかの資格を有する者とする。
- (イ) 上記のうち事務員は、専門職に係る事務補助を行い、業務が円滑に遂行できるようにするため、資料作成や集計業務等が支障なく行えるパソコンスキルがある者とする。
- (ウ) (ア) の専門職 2 名の中で、センター長を 1 名選任し、その職責を果たすよう努めるものとする。また、選任に当たっては、市と協議の上、決定するものとする。

イ 地域障がい者相談支援センター

人数 専門職 4 名以上 (常勤・専従)

上記の者は、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等いずれかの資格を有する者、又は、これらの資格取得試験の受験要件を満たし、かつ、相談支援の実務経験のある者とする。

ウ 両障がい者相談支援センター共通

委託契約期間中の配置職員の変更は原則として認めないが、やむを得ない事情により配置職員の交代を行う場合は、予め市へ連絡して承認を得るとともに、必要な引き継ぎ期間を設け、円滑に業務が継続できるようにすること。

また、配置職員が傷病等により概ね 2 週間以上出勤できないと判明した場合は、できる限り速やかに代替職員を休暇期間中及び引継ぎ期間も含

めて配置するようにし、業務が遅滞することのないよう配慮すること。

(2) 運営

ア 基幹障がい者相談支援センター及び地域障がい者相談支援センターの開設日及び開設時間は、原則次のとおりとし、開設時間に利用者の相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。

(ア) 開設日

月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を休業日とする。

(イ) 開設時間

午前9時から午後5時までとする。

(ウ) 開設時間以外の時間及び休業日は、緊急時等やむを得ない場合は、電話等での相談により対応が図れるようにするものとする。

(エ) 津市障がい者虐待防止センター業務については、開設時間以外の時間及び休業日においても対応を図るものとする。

イ 原則本人の同意のもとに、相談支援業務を実施すること。また、初回相談等の際には個人情報の取り扱いについて文書で同意を得ること。

ウ 苦情対応

(ア) 利用者等から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

(イ) 苦情及び対応の内容について記録すること。

(ウ) 利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしないこと。

エ 事故発生時の対応

利用者に対し、業務の提供により事故が発生した場合、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。また、事故の状況、処置について記録し、市へ報告しなければならない。

オ 秘密の保持

委託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

カ 個人情報の管理

業務の実施に当たり、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

キ 中立義務

委託業務の実施に当たっては、利用者を特定のサービス事業者等による障がい福祉サービスを利用するよう誘導し、又は指示すること等

により、特定の障がい福祉サービス事業者等を有利に扱うことがないよう公正中立を確保すること。

ク 障害者差別解消法への対応

障がい者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「津市障害を理由とする差別を解消するための職員の対応に関する要領」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

(3) 台帳等の整備

事業の的確な実施を図るため、相談支援に関わる記録書類を作成し、適切に保管しなければならない。また、必要に応じ市への提出又は閲覧により、事業の進捗状況の確認を受けること。

ア 業務計画書

月又は週ごとの計画を立て勤務の予定を明らかにすること。

イ 業務日誌

勤務した日について、日誌を作成し、勤務内容（実績）を明らかにすること。

なお、業務日誌及び相談等に関する記録等の集計、統計資料等は、毎月終了後翌月20日までに作成し、速やかに市へ提出すること。

ウ 支援台帳

相談内容等について、個人ごとに支援の内容、実施状況、処遇目標達成状況、今後の課題等を記載した処遇台帳等必要な書類を整備すること。

エ 虐待通報記録

障がい者虐待についての通報・対応等の経過記録を作成保存し、必要に応じて市及び関係機関へ情報提供を行うこと。また、月ごとの通報及び対応件数について集計し、毎月市へ報告すること。

オ 障がいを理由とする差別に関する相談記録

障がい者差別についての相談・対応等の経過記録を作成保存し、必要に応じて市及び関係機関へ情報提供を行うこと。また、月ごとの通報及び対応件数について集計し、毎月市へ報告すること。

カ 相談支援に関わる記録書類は事業終了後5年間保管しておくこと。

7 履行期間

履行期間は、準備期間として運営開始前の1ヶ月程度、運営期間として2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日までとする。

このため、契約締結後速やかに、平成30年度津市障がい者相談支援センター受託法人、又は代表する者、市と協議し、関係書類の引継ぎ等を行い、20

19年（平成31年）4月1日事業開始に向け、準備を進めること。

なお、次年度以降も単年度ごとの契約とするが、適正に業務が遂行されている場合、本業務の随意契約の相手方として、優先的に選定する予定である（ただし、5年を超えない範囲とする。）。

8 経費等

- (1) 業務の実施に要する経費を利用者から徴収してはならない。
- (2) 運営業務に係る経理の内容を明らかにするため、基幹障がい者相談支援センター運営業務及び地域障がい者相談支援センター運営業務として、それぞれ独立した経費に関する帳簿、その他関係書類を備え付けるものとする。

9 留意事項

(1) 損害賠償

本契約の各条項に違反し、又は法及びその他の関係法令に違反し、利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害賠償の義務を負う。

ただし、受託者に過失がない場合は、市との協議により解決する。

(2) 契約の解除

受託者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合又はその他の理由により契約解除が妥当であると市長が認めた場合は、90日以上予告期間をもって、この契約を解除することができる。

なお、受託者の都合により契約を解除する場合も、90日以上を要するものとする。

(3) 協議事項

この仕様書に定めない事項については、法等の関係法令に従い、協議により定める。

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者相談支援センター運営業務参加申込及び企画提案書類作成基準

【参加申込に関するもの】

1 提出書類一覧

提出書類	様式	大きさ	部数
（仮称）津市基幹障がい者相談支援センター及び（仮称）津市地域障がい者相談支援センター運営業務参加申込書	様式 2 A	A 4 判縦	1 部
宣誓書	様式 3 A	A 4 判縦	
（仮称）津市基幹障がい者相談支援センター及び（仮称）津市地域障がい者相談支援センターに従事する予定である者の名簿及び専門職として従事する予定である者の資格等が確認できる書類	様式 4 A	A 4 判縦	
	資格等が確認できる書類については、各資格の証明証書等の写しで可		
法人登記事項証明書（参加申込書提出日以前、3ヶ月以内に発行されたもの）	発行元の様式による		各 1 部 （ 共 同 の 事 業 体 の 場 合 は 、 形 成 す る 各 法 人 に つ き ）
定款、寄附行為等、規約その他これに類する書類	様式不問	A 4 判縦	
法人税、消費税及び地方消費税、市税の各納税証明書 国税に関する証明書（法人税、消費税及び地方消費税） ・未納の税額がないことの証明書 納税証明書（その3の3） 市税に関する証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税） ・完納証明書 完納証明書が発行されない場合は、平成29年度及び平成30年度納税証明書 ※各証明書は、参加申込書提出日以前、3ヶ月以内に発行されたもの。 ※納税義務がない税については添付不要。	発行元の様式による		
法人代表者履歴及び役員名簿	様式不問	A 4 判縦	

2 書類作成上の注意

- (1) 提出書類は、各様式に基づき作成すること。
- (2) 上記の提出書類一覧の順番で、左上ホチキス綴じすること。

3 各様式の記載内容等

提出書類	記載内容説明
(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者相談支援センター運営業務参加申込書	各項目に記載・押印すること。 なお、コンソーシアム方式（共同の事業体）の場合については、構成する法人名をすべて記載すること。
宣誓書	各項目に記載・押印すること。
(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者相談支援センターに従事する予定である者の名簿及び専門職として従事する予定である者の資格等が確認できる書類	業務従事予定者の氏名、年齢、保有資格、相談支援実務経験年数について記載すること。 (ただし、事務職員は、氏名、年齢のみ。) なお、(仮称) 津市地域障がい者相談支援センターに専門職として従事する予定である者が有資格者でない場合については、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の資格取得試験の受験要件を満たしていることが分かるように、「保有資格」欄へその旨を記載すること。 専門職の資格等が確認できる書類については、各資格の証明証書等の写しで可。 ※年齢及び相談実務経験年数は、平成31年1月1日現在で記載すること。

【企画提案に関するもの】

1 提出書類一覧

第1次審査分

提出書類	様式	大きさ	部数
(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センターの運営に関する企画提案書	様式5-1 A) 様式5-8 A	A4判縦	正本 1部 (法人名等を記載したもの。) 副本 5部 (法人名等を記載しないもの。)
参考見積書	様式6 A	A4判縦	1部

第2次審査分(第1次審査通過者のみ)

提出書類	様式	大きさ	部数
(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センターの運営に関する企画提案書	様式5-1 A) 様式5-8 A	A4判縦	6部 (法人名等を記載しないもの。)

2 書類作成上の注意

- (1) 提出書類は、各様式に基づき作成すること。
- (2) 第1次審査分副本及び第2次審査分については法人等の名称を一切記入しないこと。また、作成した法人が推定できるような記述やロゴ等の挿入は行わないこと。
- (3) 上記の提出書類一覧の順番で1部ずつ、左上ホチキス綴じすること。
- (4) 第1次審査通過者は、第1次審査の結果通知受け取り後、上記第2次審査分の提出書類を6部作成し、平成31年2月12日(火)午後3時まで津市健康福祉部障がい福祉課に提出すること。

3 各様式の記載内容等

提出書類	様式	記載内容説明
(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センターの運営に関する企画提案書	様式 5-1 A (表紙)	第1次審査分の正本は各項目について記載し、押印すること。第1次審査分の副本及び第2次審査分については、提出日のみ記載すること。
	様式 5-2 A (事業基本方針)	仕様書の内容を熟読し、(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センターの事業の運営に当たっての方針を記載すること。
	様式 5-3 A (事業計画)	仕様書の内容に則した(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センターで実施を想定している事業について、内容や実施時期などが分かるように記載すること。
	様式 5-4 A (事業の運営体制、運営方法等)	仕様書の内容に則した(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センターの運営体制、運営方法等(人員体制や緊急時の連絡体制、中立義務、台帳等の整備など)について記載すること。 特に、障がい者虐待の通報受理体制については、詳細に記載すること。
	様式 5-5 A (個人情報保護に対する考え方と対応策)	仕様書に基づき、個人情報保護について必要なネットワークシステムの構築や職員への教育訓練など、個人情報保護に対する考え方と対応策について記載すること。
	様式 5-6 A (相談支援の実績)	相談支援事業に関するこれまでの実績を記載すること。事業の開始時期からを基本とし、実施内容等を簡潔に記載すること。 なお、コンソーシアム方式(共同の事業体)の場合については、構成する法人すべての実績を記載すること。

（仮称）津市基幹障がい者相談支援センター及び（仮称）津市地域障がい者相談支援センターの運営に関する企画提案書	様式５－７Ａ （（仮称）津市基幹障がい者相談支援センターにおける各取組）	仕様書の「３業務内容」について、各取組を効果的に実施するための具体的な方策、考え方等の要点を簡潔にまとめ記載すること。
	様式５－８Ａ （（仮称）津市地域障がい者相談支援センターにおける各取組）	仕様書の「３業務内容」について、各取組を効果的に実施するための具体的な方策、考え方等の要点を簡潔にまとめ記載すること。
参考見積書	様式６Ａ	本業務に係る参考見積書を作成し、提出すること。また、その内訳（様式は問わないが、Ａ４判とする。）を添付すること。 なお、次の各項目に該当する場合は、失格とする。 (1)参考見積書の提出が無い場合。 (2)見積限度額を上回った場合。

(様式 1 A)

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

電話番号

E-mail

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び (仮称) 津市地域障がい者相談支援センター運営業務の内容に関し、次のとおり質問します。

書類名、ページ、箇所	質 問 内 容

(注意) 質問がある場合は、(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び (仮称) 津市地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル実施要領に記載された質問書の提出期限までに、この用紙に質問内容を明確に記載し、健康福祉部障がい福祉課 (津市役所本庁舎 1 階 1 3 番窓口) へ提出すること (電子メール、FAX 可)。なお、電子メール、FAX の場合は、電話にて障がい福祉課に受信確認を行うこと。電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

(様式 2 A)

参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで公告のありました下記業務について、下記のとおり参加申込みをします。

記

1 業務名

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者相談支援センター運営業務

2 添付書類 別紙のとおり

3 コンソーシアム方式 (共同の事業体) の場合、その事業体を構成する法人名

※同意書 (任意様式) 添付のこと

①

②

③

④

⑤

4 連絡先

(コンソーシアム方式 (共同の事業体) の場合、代表となる法人の事務担当)

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

事務担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(様式 3 A)

宣 誓 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザルに参加するにあたり、本プロポーザル実施要領の「4 参加資格」に記載された全ての要件を満たすことを宣誓します。

(様式 4 A)

従事する予定である者の名簿

【（仮称）津市基幹障がい者相談支援センター】

○業務に当たる専門職員・センター長（予定）

氏 名	年齢	保有資格	相談支援実務経験年数	備 考

○業務に当たる専門職員（予定）

氏 名	年齢	保有資格	相談支援実務経験年数	備 考

○業務に当たる事務職員（予定） ※（仮称）津市地域障がい者相談支援センターと兼務

氏 名	年齢	備 考

【（仮称）津市地域障がい者相談支援センター】

○業務に当たる専門職員（予定）

No	氏 名	年齢	保有資格	相談支援実務経験年数	備 考
1					
2					
3					
4					

※ 法人職員の中から従事予定者の氏名等を記載してください。
コンソーシアム方式（共同の事業体）の場合は、備考欄に所属する法人名を記載してください。

(様式5－1A)

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

法人名 (名称)

代表者氏名

印

企 画 提 案 書

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称) 津市地域障がい者相談支援センター運営業務に係る公募型プロポーザルの企画提案書を提出します。

(様式 5 - 2 A)

1 事業基本方針

(1) (仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター

(2) (仮称) 津市地域障がい者相談支援センター

※記載欄が不足する場合は、別紙として A 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－3 A)

2 事業計画
(1) (仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター
(2) (仮称) 津市地域障がい者相談支援センター

※記載欄が不足する場合は、別紙として A 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5 - 4 A)

3 事業の運営体制、運営方法等

(1) (仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター

(2) (仮称) 津市地域障がい者相談支援センター

※記載欄が不足する場合は、別紙として A 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－5 A)

4 個人情報保護に対する考え方と対応策

※記載欄が不足する場合は、別紙として A 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－6 A)

5 相談支援の実績

※記載欄が不足する場合は、別紙としてA 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5 - 7 A)

6 (仮称) 津市基幹障がい者相談支援センターにおける各取組
人材育成の取組
権利擁護、虐待防止の取組
専門相談、助言指導の取組
地域移行・地域定着の取組
津市地域自立支援協議会の企画、運営への協力の取組

※記載欄が不足する場合は、別紙としてA 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－8 A)

7 (仮称) 津市地域障がい者相談支援センターにおける各取組
障がい種別や年齢に関わらない一般的な相談の取組
訪問による相談支援の取組
指定特定相談支援事業所のバックアップ支援の取組
障がい者に対する虐待の防止に関する啓発の取組
基幹障がい者相談支援センターが実施する人材育成支援等への参画の取組
津市地域自立支援協議会の運営支援への取組

※記載欄が不足する場合は、別紙としてA4縦の用紙を使用してください。

(様式 6 A)

(仮称) 津市基幹障がい者相談支援センター及び
(仮称) 津市地域障がい者相談支援センター運営業務委託参考見積書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

(参加申込者) 住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで公告のありました標記業務について、下記のとおり
見積ります。

記

1 見積金額 (2019年 (平成31年) 4月1日～2020年3月31日の期間)

円

※ (消費税及び地方消費税を含む。)

2 見積内訳

別紙のとおり

(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル審査基準

(第1次審査用)

評価項目		配点
基本事項	事業基本方針、事業計画	5
	事業の運営体制、運営方法等	5
	個人情報保護に対する考え方と対応策	5
	相談支援の実績	5
(仮称)津市基幹障がい者 相談支援センター	人材育成の取組	10
	権利擁護、虐待防止の取組	10
	専門相談、助言指導の取組	10
	地域移行・地域定着の取組	10
	津市地域自立支援協議会の企画、運営への協力の取組	10
(仮称)津市地域障がい者 相談支援センター	障がい種別や年齢に関わらない一般的な相談の取組	10
	訪問による相談支援の取組	10
	指定特定相談支援事業所のバックアップ支援の取組	10
	障がい者に対する虐待の防止に関する啓発の取組	10
	基幹障がい者相談支援センターが実施する人材育成支援等への参画の取組	5
	津市地域自立支援協議会の運営支援の取組	5
合計		120

(仮称)津市基幹障がい者相談支援センター及び(仮称)津市地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル審査基準

(第2次審査用)

評価項目		配点
(仮称)津市基幹障がい者 相談支援センター	人材育成の取組	10
	権利擁護、虐待防止の取組	10
	専門相談、助言指導の取組	10
	地域移行・地域定着の取組	10
	津市地域自立支援協議会の企画、運営への協力の取組	10
(仮称)津市地域障がい者 相談支援センター	障がい種別や年齢に関わらない一般的な相談の取組	10
	訪問による相談支援の取組	10
	指定特定相談支援事業所のバックアップ支援の取組	10
	障がい者に対する虐待の防止に関する啓発の取組	10
	基幹障がい者相談支援センターが実施する人材育成支援等への参画の取組	5
	津市地域自立支援協議会の運営支援の取組	5
提案内容説明及び質疑応答	専門知識及び取組姿勢	20
合計		120

津市公告第 5 号

（仮称）津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務について、次のとおりプロポーザルを実施しますので、公告します。

平成 3 1 年 1 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務

(2) 業務の目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に規定する相談支援事業の運営業務を社会福祉法人等に委託し、障がい者等に係る相談支援体制の構築を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトの運営とし、詳細については、本業務に係る仕様書において定めるものとする。

(4) 履行期間

契約締結日から2020年3月31日まで

(ただし、契約締結日から2019年(平成31年)3月31日までは準備期間のため、委託料は発生しない。)

2 予算(見積限度額)

650,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

本業務に係る参考見積書を提出する際は、この見積限度額を超えないものとする。

なお、この金額は、契約(予定)金額を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3 実施形式

公募型企画提案(プロポーザル)方式

4 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす法人であること。

- (1) 参加申込書提出日において、法に規定する指定特定相談支援事業者の本市の指定を受け、市内に指定特定相談支援事業所を開設している法人であること。
- (2) 市内に(仮称)津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務の事業拠点を平成31年4月1日から開設できること。

- (3) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下のアとイの書類を提出し確認を受けていること。
- ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- イ 印鑑（登録）証明書
- (4) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が企画提案及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (6) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (9) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でな

いこと。

5 提出書類

参加申込及び企画提案に係る書類の作成については、「(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務参加申込及び企画提案書類作成基準」に基づき作成し、提出期限までに提出すること。

なお、企画提案書の提出は、1 法人につき 1 案とする。

(1) 参加申込に関するもの

ア 提出書類一覧

提出書類	部数
(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務参加申込書	1 部
宣誓書	
法人登記事項証明書（参加申込書提出日以前、3 ヶ月以内に発行されたもの）	
定款、寄附行為等、規約その他これに類する書類	
法人税、消費税及び地方消費税、市税の各納税証明書	
法人代表者履歴及び役員名簿	

※ 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない法人については、「4 参加資格」の(3)に記載の書類を併せて提出すること。

イ 提出期限 平成31年1月23日（水）午後3時まで

ウ 提出先 津市健康福祉部障がい福祉課 宛
(津市西丸之内23番1号津市役所本庁舎1階13番窓口)

エ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送（提出期限までに必着）すること。

(2) 企画提案に関するもの

ア 提出書類一覧

第1次審査分

提出書類	部数
(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトの運営に関する企画提案書	正本 1 部 (法人名等を記載したもの。) 副本 5 部 (法人名等を記載しないもの。)
参考見積書	1 部

第2次審査分（第1次審査通過者のみ）

提出書類	部数
（仮称）津市精神障がい者相談支援サテライトの運営に関する企画提案書	6部 （法人名等を記載しないもの。）

- イ 提出期限 平成31年1月31日（木）午後3時まで
 ウ 提出先 津市健康福祉部障がい福祉課 宛
 （津市西丸之内23番1号津市役所本庁舎1階13番窓口）
 エ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送（提出期限までに必着）すること。

6 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式1B）により、電子メール又はFAXにて提出すること。
 なお、未到着を防止するため、送信後、必ず電話にて着信の確認を行うこと。

(2) 提出期限

平成31年1月16日（水）午後1時まで

(3) 提出先

津市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当

FAX 番号：059-229-3334

E-mail: 229-3157@city.tsu.lg.jp

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、平成31年1月18日（金）に津市ホームページへ掲載する。

7 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす参加者から企画提案書の提出を求めたのち、「（仮称）津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務プロポーザル審査基準」に基づいた2段階審査方式で実施する。審査については、津市基幹障がい者相談支援等業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会は識見のある者及び本市の職員で構成するものとするが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しない。

(1) 審査の方法

ア 第1次審査（書類審査）

本市が提示する仕様書に基づき、業務に係る提案を依頼し、審査委員による評価に係る点数を合計し、その合計点数の上位5者程度の提案者に対し、第2次審査を行う。

合計点数が同点の場合は、参考見積額が低い者を優先することとする。

イ 第2次審査（説明及び質疑応答）

第1次審査通過者からの説明及び質疑応答により、その提案内容について評価する。第2次審査の方法については以下のとおりとする。

なお、第2次審査は非公開とし、第2次審査の会場や時間等は第1次審査の結果通知により通知する。合計点数が同点の場合は、参考見積額が低い者を優先することとする。

<第2次審査の方法>

- ・提案者より、企画提案書の内容について20分以内で説明を行い、説明終了後、審査委員からの質疑応答を行う。質疑応答の時間は20分程度とする。
- ・企画提案書と異なる内容による説明や、追加資料の配布は認めない。
- ・第2次審査については、原則として実際に業務を主として担当する者が対応することとする。
- ・会場への入室は5名以内とする。

(2) 審査基準

第1次審査及び第2次審査の審査基準については、「（仮称）津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務プロポーザル審査基準」に基づき審査するものとする。

8 審査結果

(1) 通知方法

ア 第1次審査

第1次審査の結果は書面により、参加者全者に対し通知（郵送）する。

なお、第1次審査の結果は、同日、参加申込書（様式2B）に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても併せて通知する。

イ 第2次審査

第2次審査の結果は書面により、第2次審査参加者全者に対し通知（郵送）する。

なお、第2次審査の結果は、同日、参加申込書（様式2B）に記載されたメールアドレスへ電子メールにおいても併せて通知する。

(2) 通知時期

第1次審査結果通知：平成31年2月8日（金）

第2次審査結果通知：第2次審査以降速やかに

(3) 契約手続き等

第2次審査の結果により、最上位者として選定された最適候補者を当該業務に係る随意契約見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。

ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行うこととする。

9 プロポーザル実施スケジュール（予定）

公告	平成31年1月9日（水）
実施要領等の配布	平成31年1月9日（水）から
質問書の受付	平成31年1月9日（水）から 1月16日（水）午後1時まで
質問書の回答期限	平成31年1月18日（金）
参加申込書提出期限	平成31年1月23日（水）午後3時まで
資格審査結果通知	平成31年1月25日（金）
企画提案書提出期限	平成31年1月31日（木）午後3時まで
第1次審査（書類審査）	平成31年2月6日（水）
第1次審査結果通知	平成31年2月8日（金）
第2次審査（説明及び質疑応答）	平成31年2月14日（木）
第2次審査結果通知	第2次審査以降速やかに

10 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注１）
	見積書	×	△（注２）
	その他提出書類	×	○（注１）
採点表（合計点）		○（注３）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注４）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注１） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害する恐れがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注２） 「一部開示」とは、見積書における積算単位及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注３） 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注４） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

11 問い合わせ先

津市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当

（津市役所本庁舎１階１３番窓口）

住所：〒５１４－８６１１ 津市西丸之内２３番１号

電話番号：０５９－２２９－３１５７

FAX 番号：０５９－２２９－３３３４

E-mail: 229-3157@city.tsu.lg.jp

12 その他

(1) 必要経費の負担

参加申込書類及び企画提案書の作成、第2次審査等、本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 失格事項等

下記の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

ア 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合。

イ 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合。

ウ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合。

エ 提出を求める必要書類等について、作成基準に違反する表現が記載されている場合。

オ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。

カ 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員等関係者に対して、直接的又は間接的に接触した場合。

キ 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があるなど、市長が失格であると認めた場合。

(3) 提出書類等

ア 提出された書類等の返却は行わない。

なお、これらは当該業務の審査以外において提出者に無断で使用しない。

イ 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ 参加者は、10 情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務委託仕様書

1 業務名

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務

2 業務の目的

- (1) 精神障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、精神障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することにより、精神障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
- (2) 精神科病院からの地域移行支援・地域定着支援のコーディネート業務及び社会資源見学会を行い、精神障がい者の支援機能の強化を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 外来等相談支援

精神障がい者及びその家族等に対し、外来、電話、インターネットメールなどの方法により、各種の相談支援を行う。

(2) 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援のコーディネート業務

精神科病院等の地域連携担当者(ケースワーカー等)からの依頼により、地域移行支援・地域定着支援の利用予定者に対する面接等を行い、円滑な移行が行われるよう支援する。

(3) 社会資源見学会実行委員会の運営

社会資源見学会を年1回以上開催するため、市内の精神科病院等関係機関と連携し、実行委員会を組織し、運営に当たる。

4 設置場所

本業務は、市内の法人施設等において実施すること。

5 運営体制等

(1) 配置職員

ア サテライト施設において、障がい者の相談支援業務の経験がある者を3名以内常駐させるものとする。ただし、相談業務に支障がない場合の他業務との兼務は差し支えない。

イ 専門的な相談支援等へも対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等いずれかの資格を有する者を確保するものとする。

(2) 運営

ア (仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトの開設日及び開設時間は、原則次のとおりとし、開設時間に利用者の相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。

(ア) 開設日

法人施設の開所日を基本とする。

(イ) 開設時間

午前9時から午後5時までとする。

イ 原則本人の同意のもとに、相談支援業務を実施すること。また、初回相談等の際には個人情報の取り扱いについて文書で同意を得ること。

ウ 苦情対応

(ア) 利用者等から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

(イ) 苦情及び対応の内容について記録すること。

(ウ) 利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしないこと。

エ 事故発生時の対応

利用者に対し、業務の提供により事故が発生した場合、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。また、事故の状況、処置について記録し、市へ報告しなければならない。

オ 秘密の保持

委託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

カ 個人情報の管理

業務の実施に当たり、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

キ 中立義務

委託業務の実施に当たっては、利用者を特定のサービス事業者等による障がい福祉サービスを利用するよう誘導し、又は指示すること等により、特定の障がい福祉サービス事業者等を有利に扱うことがないよう公正中立を確保すること。

ク 障害者差別解消法への対応

障がい者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「津市障害を理由とする差別を解消するための職員の対応に関する要領」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

(3) 台帳等の整備

事業の的確な実施を図るため、相談支援に関わる記録書類を作成し、適切に保管しなければならない。また、必要に応じ市への提出又は閲覧により、事業の進捗状況の確認を受けるものとする。

ア 業務日誌

業務日誌を作成し、活動内容（実績）を明らかにすること。

イ 支援台帳・会議記録

相談内容等について、個人ごとに相談支援の内容、今後の課題等を記載し

た台帳等必要な書類を整備すること。

会議を開催した場合、会議録等を整備しておくこと。

ウ 相談支援に関わる記録書類は事業終了後5年間保管しておくこと。

6 履行期間

履行期間は、準備期間として運営開始前の1ヶ月程度、運営期間として2019年（平成31年）4月1日から2020年3月31日までとする。

なお、次年度以降も単年度ごとの契約とするが、適正に業務が遂行されている場合、本業務の随意契約の相手方として、優先的に選定する予定である（ただし、5年を超えない範囲とする。）。

7 経費等

（1）業務の実施に要する経費を利用者から徴収してはならない。

（2）運営業務に係る経理の内容を明らかにするため、独立した経費に関する帳簿、その他関係書類を備え付けるものとする。

8 留意事項

（1）損害賠償

本契約の各条項に違反し、又は法及びその他の関係法令に違反し、利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害賠償の義務を負う。

ただし、受託者に過失がない場合は、市との協議により解決する。

（2）契約の解除

受託者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合又はその他の理由により契約解除が妥当であると市長が認めた場合は、90日以上予告期間をもって、この契約を解除することができる。

なお、受託者の都合により契約を解除する場合も、90日以上を要するものとする。

（3）協議事項

この仕様書に定めない事項については、法等の関係法令に従い、協議により定める。

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務参加申込及び企画提案書類作成基準

【参加申込に関するもの】

1 提出書類一覧

提出書類	様式	大きさ	部数
(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務参加申込書	様式 2 B	A 4 判縦	1 部
宣誓書	様式 3 B	A 4 判縦	
法人登記事項証明書（参加申込書提出日以前、3 ヶ月以内に発行されたもの）	発行元の様式による		
定款、寄附行為等、規約その他これに類する書類	様式不問	A 4 判縦	
法人税、消費税及び地方消費税、市税の各納税証明書 国税に関する証明書（法人税、消費税及び地方消費税） ・未納の税額がないことの証明書 納税証明書（その3の3） 市税に関する証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税） ・完納証明書 完納証明書が発行されない場合は、平成29年度及び平成30年度納税証明書 ※各証明書は、参加申込書提出日以前、3 ヶ月以内に発行されたもの。 ※納税義務がない税については添付不要。	発行元の様式による		
法人代表者履歴及び役員名簿	様式不問	A 4 判縦	

2 書類作成上の注意

- (1) 提出書類は、各様式に基づき作成すること。
- (2) 上記の提出書類一覧の順番で、左上ホチキス綴じすること。

3 各様式の記載内容等

提出書類	記載内容説明
(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務参加申込書	各項目に記載・押印すること。
宣誓書	各項目に記載・押印すること。

【企画提案に関するもの】

1 提出書類一覧

第1次審査分

提出書類	様式	大きさ	部数
(仮称)津市精神障がい者相談支援サテライトの運営に関する企画提案書	様式5-1B) 様式5-7B	A4判縦	正本 1部 (法人名等を記載したもの。) 副本 5部 (法人名等を記載しないもの。)
参考見積書	様式6B	A4判縦	1部

第2次審査分（第1次審査通過者のみ）

提出書類	様式	大きさ	部数
(仮称)津市精神障がい者相談支援サテライトの運営に関する企画提案書	様式5-1B) 様式5-7B	A4判縦	6部 (法人名等を記載しないもの。)

2 書類作成上の注意

- (1) 提出書類は、各様式に基づき作成すること。
- (2) 第1次審査分副本及び第2次審査分については法人等の名称を一切記入しないこと。また、作成した法人が推定できるような記述やロゴ等の挿入は行わないこと。
- (3) 上記の提出書類一覧の順番で1部ずつ、左上ホチキス綴じすること。
- (4) 第1次審査通過者は、第1次審査の結果通知受け取り後、上記第2次審査分の提出書類を6部作成し、平成31年2月12日（火）午後3時まで津市健康福祉部障がい福祉課に提出すること。

3 各様式の記載内容等

提出書類	様式	記載内容説明
(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトの運営に関する企画提案書	様式 5 - 1 B (表紙)	第 1 次審査分の正本は各項目について記載し、押印すること。第 1 次審査分の副本及び第 2 次審査分については、提出日のみ記載すること。
	様式 5 - 2 B (事業基本方針)	仕様書の内容を熟読し、(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトの事業の運営に当たっての方針を記載すること。
	様式 5 - 3 B (事業計画)	仕様書の内容に則した(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトで実施を想定している事業について、内容や実施時期などが分かるように記載すること。
	様式 5 - 4 B (事業の運営体制、運営方法等)	仕様書の内容に則した(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトの運営体制、運営方法等(人員体制や中立義務、台帳等の整備など)について記載すること。
	様式 5 - 5 B (個人情報保護に対する考え方と対応策)	仕様書に基づき、個人情報保護についての職員への教育訓練など、個人情報保護に対する考え方と対応策について記載すること。
	様式 5 - 6 B (相談支援の実績)	相談支援事業に関するこれまでの実績を記載すること。事業の開始時期からを基本とし、実施内容等を簡潔に記載すること。
	様式 5 - 7 B ((仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトにおける各取組)	仕様書の「3 業務内容」について、各取組を効果的に実施するための具体的な方策、考え方等の要点を簡潔にまとめ記載すること。
参考見積書	様式 6 B	本業務に係る参考見積書を作成し、提出すること。また、その内訳(様式は問わないが、A 4 判とする。)を添付すること。 なお、次の各項目に該当する場合は、失格とする。 (1) 参考見積書の提出が無い場合。 (2) 見積限度額を上回った場合。

(様式 1 B)

質 問 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

電話番号

E-mail

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務の内容に関し、次のとおり質問します。

書類名、ページ、箇所	質 問 内 容

(注意) 質問がある場合は、(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務プロポーザル実施要領に記載された質問書の提出期限までに、この用紙に質問内容を明確に記載し、健康福祉部障がい福祉課(津市役所本庁舎 1 階 1 3 番窓口)へ提出すること(電子メール、FAX 可)。なお、電子メール、FAX の場合は、電話にて障がい福祉課に受信確認を行うこと。電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

(様式 2 B)

参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで公告のありました下記業務について、下記のとおり
参加申込みをします。

記

1 業務名

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務

2 添付書類 別紙のとおり

3 連絡先

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

事務担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(様式 3 B)

宣 誓 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務プロポーザルに参加するにあたり、本プロポーザル実施要領の「4 参加資格」に記載された全ての要件を満たすことを宣誓します。

(様式5－1B)

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

住所(所在地)
法人名(名称)
代表者氏名

印

企 画 提 案 書

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務に係る公募型プロポーザルの
企画提案書を提出します。

(様式 5－2 B)

1 事業基本方針

※記載欄が不足する場合は、別紙として A 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－3 B)

2 事業計画

※記載欄が不足する場合は、別紙として A 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－4 B)

3 事業の運営体制、運営方法等

※記載欄が不足する場合は、別紙としてA 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－5 B)

4 個人情報保護に対する考え方と対応策

※記載欄が不足する場合は、別紙として A 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－6 B)

5 相談支援の実績

※記載欄が不足する場合は、別紙としてA 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 5－7 B)

6 (仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライトにおける各取組
外来等相談支援の取組
精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援のコーディネート業務の取組
社会資源見学会実行委員会の運営の取組

※記載欄が不足する場合は、別紙としてA 4 縦の用紙を使用してください。

(様式 6 B)

(仮称) 津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務委託参考見積書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

(参加申込者) 住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで公告のありました標記業務について、下記のとおり
見積ります。

記

1 見積金額 (2019年 (平成31年) 4月1日～2020年3月31日の期間)

円

※ (消費税及び地方消費税を含む。)

2 見積内訳

別紙のとおり

(仮称)津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務プロポーザル審査基準
(第1次審査用)

評価項目		配点
基本事項	事業基本方針、事業計画	5
	事業の運営体制、運営方法等	5
	個人情報保護に対する考え方と対応策	5
	相談支援の実績	5
サテライト業務	外来等相談支援の取組	20
	精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援のコーディネート業務の取組	10
	社会資源見学会実行委員会の運営の取組	10
合計		60

(仮称)津市精神障がい者相談支援サテライト運営業務プロポーザル審査基準

(第2次審査用)

評価項目		配点
サテライト業務	外来等相談支援の取組	20
	精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援のコーディネート業務の取組	10
	社会資源見学会実行委員会の運営の取組	10
提案内容説明 及び質疑応答	専門知識及び取組姿勢	20
合計		60

津市公告第 6 号

津市香良洲町の一部（地家地区）の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 1 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

香良洲③地区の一部地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 31 年 1 月 10 日から同月 30 日までの 20 日間

上記期間のうち、同月 10 日から同月 13 日までの期間については、地家区民会館にて行います。同月 15 日から同月 30 日までの期間のうち、土曜日及び日曜日を除く日については、津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進室又は地家区民会館

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 7 号

津市香良洲町の一部（桜町地区）の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 1 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

香良洲③地区の一部地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 31 年 1 月 10 日から同月 30 日までの 20 日間

上記期間のうち、同月 17 日から同月 20 日までの期間については、桜町区民会館にて行います。同月 10 日から同月 16 日までの期間及び同月 21 日から同月 30 日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日については、津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進室又は桜町区民会館

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 31 年 1 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 9 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 31 年 1 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件 番号 及び 区分 番号	物件 の 種類	物件の所在	地目 又は 種類	地積 又は 延床面積	備考
1	土地	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番 9	宅地	116.60 m ²	都市計画区域外
	建物	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番地 9	集会所	34.02 m ²	昭和 45 年築 木造瓦葺平屋建 未登記建物
2	土地	津市半田字奥青谷 3424 番 82	宅地	243.08 m ²	第一種低層住居専 用地域
		津市半田字奥青谷 3424 番 84		80.87 m ²	
	建物	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同 3424 番地 84	集会所	67.43 m ²	昭和 51 年築 木造スレート葺平 屋建 附属建物（物置） あり

※ 物件番号 1、2 とも土地及び建物を一体として売却します。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次に該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法
の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計
画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及
び特別職（同条第 3 項第 1 号から第 2 号までに該当する者に限ります。）
に属する津市職員
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又
は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオ
ク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

平成31年1月15日（火）午後1時から平成31年2月1日（金）
午後2時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）から行ってください。

(2) 入札参加申込み（本申込み）

ア 申込期間

平成31年1月15日（火）午後1時から平成31年2月1日（金）
午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

※ 提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

下記の全ての項目について、了承の上で入札参加申込みをしてください。

ア 物件については、現状での引き渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、立木、擁壁等を含め「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、老朽化や損傷等の不具合がある場合も、そ

のままで引き渡しを行います。

イ 物件番号１の土地の東側隣接地には、防災行政無線の屋外拡声器があり、定期又は災害発生時の行政放送があります。また、同地には資源ごみ集積所がありますので、周辺住民や収集業者の車両の往来があります。

ウ 物件番号２の土地の階段口には、家庭ごみ集積所があり、落札者決定後、他所への移転を行う予定となっておりますが、移転先決定までしばらく時間を要します。

エ 物件番号１及び２とも、建物は耐震性能が不足する可能性があるため、購入者において耐震診断調査を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施してください。

オ 物件番号１及び２とも、建物は劣化及び損傷が進行しており、雨漏り、建物の傾き等の不具合が見受けられるため、現状のまま利用ができない可能性があります。本市は修復に要する費用の一切を負担しません。

カ 物件番号１及び２とも、地中埋設物及び土壌汚染等の有無に係る調査は実施していないため、これらが発生する可能性があります。これらが発生した場合でも、本市は修復に要する費用の一切を負担しません。

キ 物件番号２の土地は、平坦地約１２０㎡及び傾斜法面崖地から構成されており、傾斜法面崖地は、必要に応じて擁壁で覆われていますが、東側の立木（桜）周辺は、劣化、損傷が進んでいるため、修繕を要します。

ク 入札参加申込みに当たっては、購入者において関係公簿などの閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

ケ 買い受けた土地に建物を建築若しくは建替え等が可能か否かについては、購入者が関係機関で事前に確認してください。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）及び道路法（昭和２７年法律第１８０号）などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

コ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

サ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

シ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

ス 申込関係書類の提出は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファックスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。

セ 入札参加申込手続きが完了したときは、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

4 物件見学会

物件に係る現地説明会等は開催しません。

なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番地 9	832,319 円	83,232 円
2	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び 同 3424 番地 84	2,389,440 円	238,944 円

(2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札開始 3 開庁日前（平成 31 年 2 月 13 日（水））までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続きを津市が確認した後、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。

(3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続きを経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

(4) 入札保証金には、納入から返金までの期間に係る利息は付しません。

(5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

平成 31 年 2 月 18 日（月）午後 1 時から平成 31 年 2 月 25 日（月）
午後 1 時まで

(2) 開札

平成31年2月25日（月）午後1時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

7 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

8 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次の用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(イ) 暴力団員

(ロ) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負

担で、物件を現状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付の上、2部とも平成31年3月15日（金）午後5時15分までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許 税額 (土地及び建物)
1	津市芸濃町岡本字土穴 1284 番地 9	21,100 円
2	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同 3424 番地 84	87,400 円

※ 提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

(3) 契約保証金

ア 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。

イ 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売却代金の支払期限等

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、平成31年3月19日（火）午後5時15分までに、次の方法のいずれかで津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後2時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

- (1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後に瑕疵が発見された場合も、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法の規定に基づき、契約金額により変動します。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 買い受けた土地に建物を建築するに当たっては、建築基準法、都市計画法、三重県建築基準条例（昭和46年7月27日三重県条例第35号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 26 条第 1 項の規定により次のとおり指定投票区を指定するとともに、指定関係投票区を定めたので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 31 年 1 月 11 日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

指定する投票区 第 1 投票区

指定関係投票区 第 1 投票区を除く全ての投票区

津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の2第1項の規定により次のとおり指定在外選挙投票区を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年1月11日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

指定する在外選挙投票区 第1投票区